

佐賀東部水道企業団建設工事の優秀事業者の表彰に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀東部水道企業団が発注した送水管布設工事及び配水管布設工事（以下「発注布設工事」という。）において、他の模範となる優秀な事業者を表彰し、もって、建設業者及び建設技術者の意欲の増進 技術の向上と、上水道事業の健全な発展を図ることを目的とする。

(表彰の対象及び基準)

第2条 表彰の対象は、構成市町内に本店若しくは契約締結行為を委任した支店等を有するもので、佐賀東部水道企業団で定める優良工事の公表に関する取扱い基準第2条第2号の規定に定める年度別優良業者うち、工事成績評定点の平均点より順位を決め、上位3社を表彰する。

(表彰の対象除外)

第3条 前年度の4月1日から表彰日までの間に、建設業法等の違反による行政処分又は発注者から指名停止等の措置等を受けた事業者その他管理者が表彰の対象にすることが適当でないと認めた事業者は、前条の規定にかかわらず、表彰の対象から除くものとする。

(表彰の種類及び方法)

第4条 表彰の種類は、感謝状とし、1年度に1回、企業長が贈呈する。

2 表彰は、複数年を連続して受領できるものとする。

(準用)

第5条 発注布設工事以外の建設工事の表彰は、前2条の規定を準用し、その対象は企業長が別に定めるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか表彰に関し必要な事項は、財政課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。